

広域連合立紋別病院(仮称)の概要(案)

【総論】

圏域人口は、現状、約4万人で減少傾向にあるが、高齢化率は28%と高く、今後一層の高齢化の進展が予想されるため、医療に対する需要はむしろ増大するものと思量される。

他方、医療提供体制については、3町(滝上町、興部町、雄武町)にそれぞれ50床規模の国保病院や民間の医療機関が存在するものの、二次医療機関は道立紋別病院となっているが、医師不足等から二次医療、二次救急の対応が厳しい状況になっている。

このため、中核医療機関としての広域連合立紋別病院(仮称)が、二次医療機能を確保し、地域の医療機関と連携・役割分担の下、安定的・継続的に医療を提供しうる体制を整備することが、地域の大きな課題になっている。

【広域連合による紋別病院経営の基本的な考え方】

二次医療、二次救急を行うことのできる体制を当面の目標、安定的に二次医療、二次救急を行う体制、かつ、分娩が可能な体制を最終目標とする。

しかしながら、現在の医師不足は一過性のものではなく構造的なものであること、全国的に見ても北海道はかなり厳しい状況にあること等を勘案すると、医師の給与等待遇の改善について相当思い切ったことを行ったとしても、速やかに医師を招聘し、最終体制を構築するには、ある程度の時間を要するものと考えらる。

【診療科設置に対する考え方】

診療科を設置するにあたっては、地域の医療状況を勘案し、現道立紋別病院の診療科を維持することとする。

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、神経内科、外科、産婦人科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、精神神経科、放射線科、肛門外科、リハビリテーション科

※ 一次医療機関との機能分担を図り、西紋別地域の二次医療・二次救急機能を果たし、民間医療機関で対応が困難な診療機能を持つことを考慮し設定。

【病床数】

広域連合立紋別病院(仮称)設定病床		
一般病床	160床	(40床病床 4単位)
人工透析	15台	

※ 160床の病院を効率よく運営するため個室割合を80%以上とし、病棟は、40床規模で4病棟体制で運営を行う。
精神科病床については別途検討。

【診療機能】

- 1 地域センター病院
- 2 災害拠点病院
- 3 救急告示病院
- 4 エイズ拠点病院
- 5 第二種感染症指定医療機関
- 6 地域周産期母子医療センター
- 7 その他

保険医療機関、労災保険指定病院、生活保護指定病院、更生医療指定病院、精神科救急医療システム(救急医療施設、遠隔地域支援)病院、養育医療指定病院、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院

【救急体制】

広域連合での運営開始時点から、二次救急体制の確保を図っていくこととするが、当初の常勤医不足分については、非常勤医確保により体制を整備する。

【医師数等職員数】

(1) 常勤医師数

診療科	医師数	診療科	医師数
消化器内科	3名	精神神経科	1名
循環器内科	3名	眼科	1名
外科	3名	泌尿器科	1名
整形外科	3名	麻酔科	2名
小児科	3名	総合診療(内科)	2名
産婦人科	2名	総合診療(外科)	2名
		計	26名

* 業務量、各種事情等を踏まえ、定数については随時、柔軟に見直す。

(1-2) 非常勤医師対応による診療科

耳鼻いんこう科、皮膚科、放射線科

(2) その他医療従事者(事務を含む) 140名程度

【医師の役職数】(26人定数の場合)

《医師役職は概ね次のとおり》

院長 1名
副院長・診療部長級 概ね8名
主任医長・医長級 概ね9名
医師級 概ね8名

【医師採用基準】

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本政府発行の医師免許を有する者
- (3) 地方公務員法第16条の各号に該当しない者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 各地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党およびその他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 優れた臨床能力を有する者
- (5) 人格高潔にて、地域医療に前向きに取り組む者

【医師報酬】

年 俸 + α

年 俸 …… 年俸の中には、従前(道が支給する)の管理職手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、医学研究調査手当、初任給調整手当及び待機手当を含む。

α …… 各種手当(時間外手当、日・当直手当、医療支援手当、特殊勤務手当等)

【各種手当】

- (1) 日・当直手当
管理職、非管理職を問わず、定額支給する。
- (2) 時間外手当
管理職、非管理職を問わず支給する。ただし、管理職については診療業務に限る。
- (3) 医療支援手当
連合に加盟する医療機関に対する医療支援については、交通費および医療支援手当(定額)を支給する。
- (4) 特殊勤務手当
 - ・ 災害派遣
 - ・ 危険業務従事
 - ・ その他

【学会等への出席】

- (1) 能力向上目的で参加する場合は年1回、資格維持の目的のものは年2回、当院名で筆頭演者として発表する場合は回数に制限なく、旅費を実費で支給する。
- (2) 公的機関の主催する講演会、あるいは民間主催であっても下記の案件に相当する場合、病院長の許可のもと、出席することができる。勤務時間に掛るものについては、「職免」とする。
 - ① 医療の向上に有益であるもの
 - ② 病院の運営・管理に有益であるもの
 - ③ 地域医療連携上、有益であるもの

【年次有給休暇および特別休暇】

- (1) 年次有給休暇は、一年に20日とする。なお、当該年の中途において新たに職員となった場合は、その採用月に応じた日数とする(2日から20日)。また、有給休暇は、20日を限度とし当該年の翌年に繰り越すことが出来る。
- (2) その他に特別休暇有り(夏期休暇・忌引休暇など)。

【勤 務】

- (1) 勤務時間
 - ・ 平日勤務場合、午前8時30分から午後5時30分(休憩1時間を含む)までを勤務時間とする。
 - ・ 当直は、午後5時30分から翌日午前8時30分までを、祝祭日の日直は午前8時30分から午後5時30分までを勤務時間とする。
 - ・ 当直後の翌日は原則として半日勤務とする。
- (2) 勤務内容
 - ・ 公的医療機関として、医療の公共性のもと、安心・安全・確実な医療の提供を専らにする。
 - ・ 保険診療を原則とする。
 - ・ 院内における医療行為は、医師の医療行為を規定する法律、並びに病院が定めるところの各種マニュアル、要綱の順守のもとに行われなければならない。

